

週刊WEB

企業経営

マガジン

2016
486
7/19

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2016年7月15日号

改善が続く労働市場に死角はないのか ～労働生産性の低下で拡大する潜在的な過剰雇用

経済・金融フラッシュ 2016年7月14日号

【東南アジア経済】 ASEANの製造業生産(7月号) ～選挙終了でフィリピン急落、インドネシアは上昇

経営
TOPICS

統計調査資料
機械受注統計調査報告 平成28年5月実績

経営情報
レポート

次世代型のファイナンスで資金調達
クラウドファンディングの概要

経営
データ
ベース

ジャンル:その他経営関連 サブジャンル:成年後見人
「後見」制度の概要と実例
「保佐」制度の概要と実例

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

 京都税理士法人
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

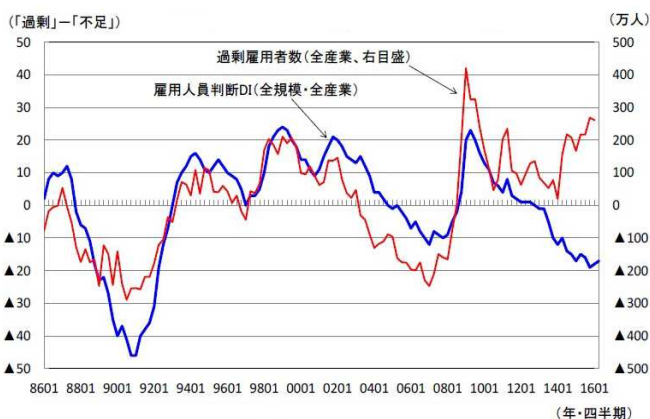
本社 京都市南区吉祥院九条町 30 番地 1 江後経営ビル
TEL 075-693-6363 FAX 075-693-6565
滋賀支社 滋賀県草津市野路 1-4-5 センゾビル BLDG ZEN 6F
TEL 077-569-5530 FAX 077-569-5540
大阪支社 大阪市北区梅田 1 丁目 1 番 3 大阪駅前第 3 ビル 31F
TEL 06-6344-1683 FAX 06-6344-1578

改善が続く労働市場に死角はないのか ～労働生産性の低下で 拡大する潜在的な過剰雇用

要旨

1 景気は停滞色を強めているが、雇用情勢は着実な改善を続けている。有効求人倍率は24年7ヵ月ぶりの水準まで上昇し、失業率は完全雇用とされる3%台前半で推移している。

雇用人員判断DIと過剰雇用者数（全産業）



(注) 過剰雇用者数は適正労働生産性と現実の労働生産性との乖離から推計
(資料) 日本銀行「企業短期経済観測調査」、総務省統計局「労働力調査」等

2 失業者が量的に減少しているだけでなく、リストラなどの「非自発的な離職」による失業者の割合が低下し、失業の深刻度も和らいでいる。また、2015年入り後は正規雇用の増加幅が非正規雇用を上回ることにより雇用の非正規化に歯止めがかかりつつあることに加え、「不本意型」の非正規雇用の割合が低下するなど、雇用の質も改善している。

3 このように、最近の雇用情勢は中身を伴った改善となっているが、雇用者数が大幅に増加しているにもかかわらず、実質GDPが伸びないために労働生産性が大

きく低下していることは、先行きを見る上で大きな懸念材料だ。

4 稼働率とタイムトレンドを説明変数とした労働生産性関数から適正労働生産性を求めた上で、実際の労働生産性との乖離から過剰雇用者数を推計すると、リーマン・ショック後は一貫して過剰雇用の状態が続いており、直近の過剰雇用者数は全産業で261万人、製造業で131万人となった。

実質GDPと雇用者数の推移



(資料) 内閣府「四半期別GDP速報」、総務省統計局「労働力調査」

5 これまでは企業収益の好調を背景として景況感が良好だったため、労働生産性が低下しても過剰雇用が表面化することはなかったが、企業収益は悪化傾向が鮮明となっており、その前提はすでに崩れつつある。人口動態面からの構造的な人手不足は今後も続く公算が大きいですが、循環的には雇用過剰感が高まる恐れがある。

【東南アジア経済】 ASEANの製造業生産(7月号)

～選挙終了でフィリピン急落、インドネシアは上昇

要旨

1 5月のASEAN主要6カ国の製造業生産指数の伸び率(前年同月比)を見ると、フィリピンが統一選挙の終了によって選挙特需が剥落したために急落した。一方、景気回復の遅れていたインドネシア1が同7.5%増(前月:同2.5%増)と大きく上昇した。インドネシアは統計結果の変動が大きいため注意が必要だが、4-6月期の企業景況感も大幅に改善しており、年明けからの段階的な利下げの効果が波及し始めた可能性もある。

ASEAN 6 カ国 製造業生産指数の伸び率



2 タイの16年5月の製造業生産指数は前年同月比2.6%増と、前月の0.9%増から上昇した。業種別に見ると、全21業種中9業種が前年同月比で上昇、12業種が低下した。

3 マレーシアの16年5月の鉱工業生産指数は前年同月比2.7%増と、前月の同3.0%から小幅に低下した。業種別に見ると、全体の7割弱を占める製造業が同3.6%増(前月:同3.2%増)と上昇し、底堅い伸びを維持し、

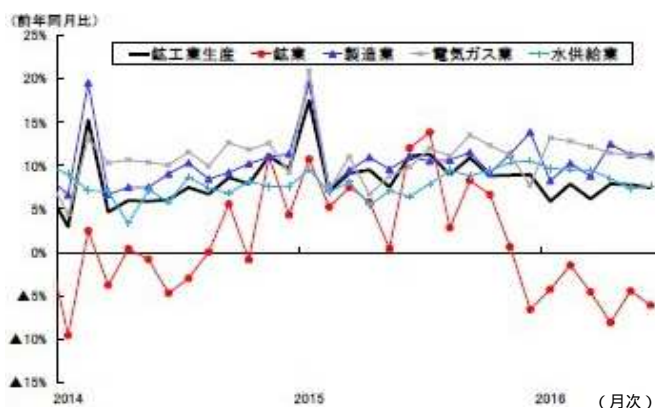
電力は同9.6%増(前月:同9.5%増)と好調が続いている。

4 シンガポールの16年5月の製造業生産指数は前年同月比0.9%増と、旧正月の影響でマイナスとなった2月を除くと、主力の電子製品とバイオ医療が好調で年明けからプラスの伸びを維持している。

5 フィリピンの16年5月の工業生産量指数は前年同月比1.2%減と、前月の同11.9%増から低下した。選挙特需を受けて年明けから概ね二桁増のペースで拡大していたが、5月は統一選挙の終了で急落した。

6 ベトナムの16年5月の鉱工業生産指数は前年同月比7.9%増と、前月の同7.9%増から低下した。依然として高水準を維持しているが、上昇ペースは昨年7月をピークにやや鈍化している。

ベトナム鉱工業生産指数(業種別)の伸び率



(資料)ともに CEIC

機械受注統計調査報告

平成28年5月実績

調査の概要

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

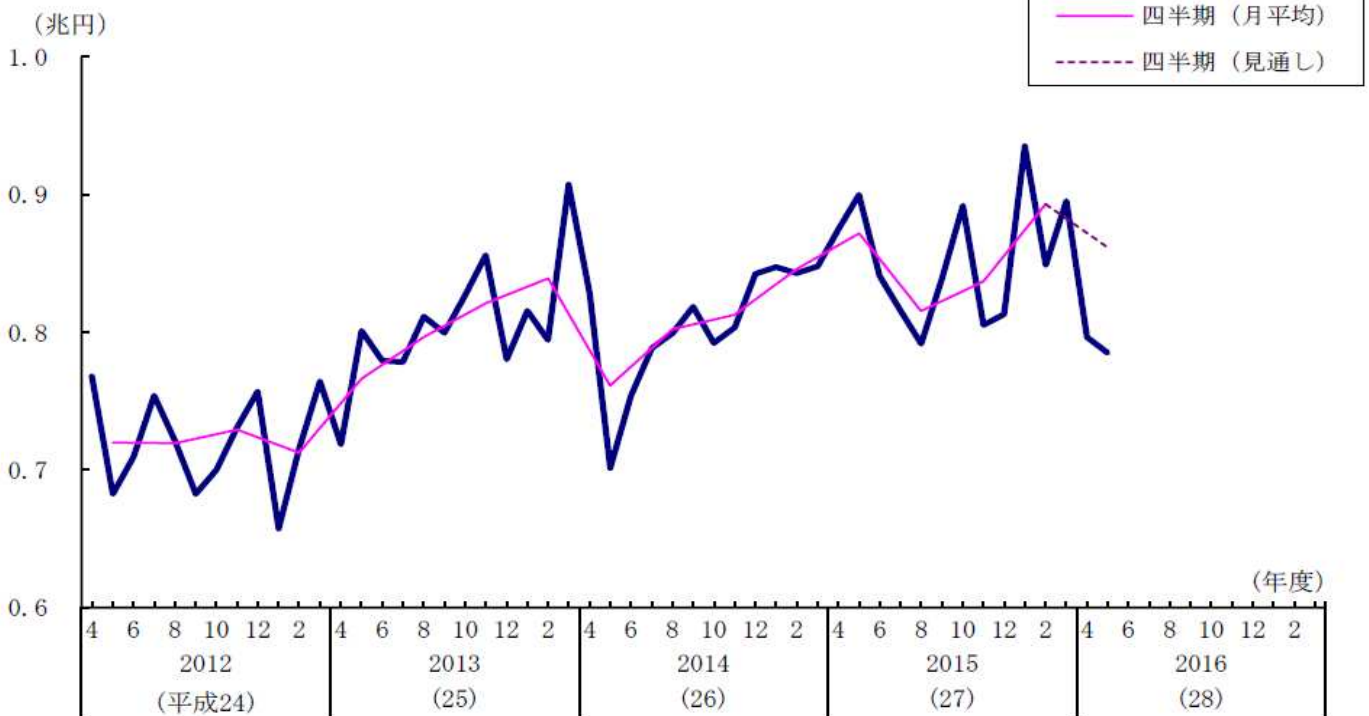
1987（昭和62）年4月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年4月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年1月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。

平成28年5月の機械受注実績

機械受注は、足踏みがみられる

民需（船舶・電力を除く）



- (備考) 1. 四半期（月平均）は季節調整済みの月平均値を期央月の位置に表示(例えば7～9月の月平均値は8月の位置に表示)。
2. 「2016年4～6月（見通し）」の計数は、「見通し調査（2016年3月末時点）」の季節調整値を3で割った数値。

2016(平成28)年5月の機械受注動向

1 需要者別受注動向(季節調整値)

最近の機械受注の動向を前月比で見ると、受注総額は、4月12.8%減の後、5月は11.5%減となった。

需要者別にみると、民需は、4月20.2%減の後、5月は1.8%減となった。このうち、民間設備投資の先行指標である「船舶・電力を除く民需」は、4月11.0%減の後、5月は1.4%減となった。内訳をみると製造業が6.4%減、非製造業(船舶・電力を除く)が0.3%減であった。

一方、官公需は、4月35.7%減の後、5月は防衛省、運輸業で増加したものの、「その他官公需」、地方公務等で減少したことから、7.6%減となった。

また、外需は、4月6.9%減の後、5月は重電機、船舶等で増加したものの、産業機械、道路車両等で減少したことから、14.8%減となった。

なお、最終需要者が不明である代理店経由の受注は、4月3.9%減の後、5月は重電機、産業機械等で増加したものの、道路車両、船舶で減少したことから、7.3%減となった。

対前月(期)比

(単位:%)

期・月 需要者	2015年 (平成27年)			2016年 (平成28年)		2016年 (平成28年)			
	4-6月 実績	7-9月 実績	10-12月 実績	1-3月 実績	4-6月 見通し	2月 実績	3月 実績	4月 実績	5月 実績
受注総額	△1.9	△3.9	4.6	△4.4	△1.2	9.0	15.8	△12.8	△11.5
民需	△6.3	△5.5	6.3	12.4	△9.3	4.7	2.0	△20.2	△1.8
〃(船舶・電力を除く)	3.0	△6.5	2.6	6.7	△3.5	△9.2	5.5	△11.0	△1.4
製造業	5.8	△9.6	△3.0	13.7	△7.5	△30.6	19.7	△13.3	△6.4
非製造業(除船・電)	△0.5	△4.9	5.6	3.5	△1.5	10.2	△6.9	△3.9	△0.3
官公需	△0.8	△8.0	△11.1	20.0	0.4	25.9	49.9	△35.7	△7.6
外需	△5.6	3.8	9.1	△26.6	3.4	6.3	28.5	△6.9	△14.8
代理店	0.9	6.0	3.4	6.3	1.0	△1.8	△4.9	△3.9	△7.3

(備考) 1. 季節調整値による。季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

2. 印は減少を示す。

3. 見通しは2016年3月末時点の調査。

2 民需の業種別受注動向(季節調整値)

製造業からの受注を前月比で見ると、合計では、4月13.3%減の後、5月は6.4%減となった。

5月の受注を業種別にみると、前月比で増加したのは17業種中、非鉄金属(554.4%増)パルプ・紙・紙加工品(125.1%増)等の7業種で、情報通信機械(40.7%減)、食品製造業(28.3%減)等の10業種は減少となった。

一方、非製造業からの受注を前月比で見ると、合計では、4月 24.4%減の後、5月は 4.4%増となった。

5月の受注を業種別にみると、前月比で増加したのは 12 業種中、運輸業・郵便業（26.8%増）、不動産業（15.8%増）等の 5 業種で、鉱業・採石業・砂利採取業（24.6%減）、金融業・保険業（23.0%減）等の 7 業種は減少となった。

3 販売額、受注残高、手持月数 (季節調整値)

5月の販売額は 2 兆 494 億円（前月比 6.8%減）で、前 3 か月平均販売額は 2 兆 1,784 億円（同 1.9%減）となり、受注残高は 28 兆 9,442 億円（同 0.1%増）となった。この結果、手持月数は 13.3 か月となり、前月差で 0.3 か月増加した。

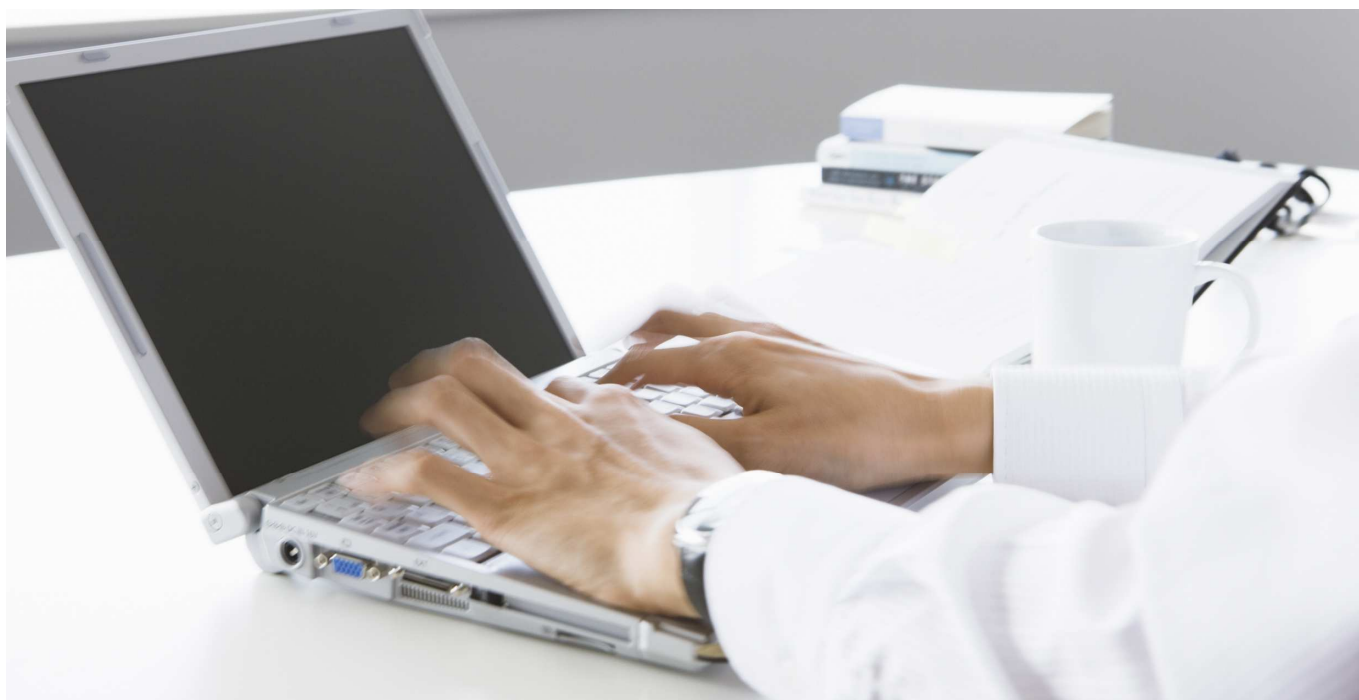
受注額、販売額、受注残高（総額、季節調整値）



次世代型のファイナンスで資金調達 クラウドファンディングの概要

ポイント

- 1 クラウドファンディングの概要とその特徴
.....
- 2 クラウドファンディング5つの類型
.....
- 3 クラウドファンディングの活用方法
.....
- 4 日本における成功事例
.....



参考文献

- 『次世代ファイナンス クラウドファンディングで世界を変えよう』（ジャムハウス）
- 『よくわかる投資型クラウドファンディング』（中央経済社）

1 クラウドファンディングの概要とその特徴

■ クラウドファンディングとは何か

クラウドファンディングのクラウドとは、「雲」でなく、群衆を意味する「crowd」です。企業や個人が、インターネットを通じて不特定多数の投資家から小口の資金を幅広く集めるという意味です。

クラウドファンディングの定義

クラウドファンディング（英語：Crowdfunding）とは、不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す。群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。

クラウドファンディングの形態



（出所：日本クラウドファンディング協会）

■ クラウドファンディングのメリットとデメリット

メリット

- 資金提供者に対して株式譲渡の必要はない
- 事業やエグジット（株式公開等）の設定に対して口出しされない
- プロジェクトを開始する際に、賛同者がどれくらいいるか把握できる
- 個人などの資金提供者はプロジェクトを手助けした満足感と、格安で製品・サービスを手に入れることができる
- 誰でも、新事業、新ビジネスモデルを作るチャンスが与えられている

デメリット

- オンライン上での関係のためプロジェクト実施者の状況が掴みにくい
- 期待した製品・サービスが必ずしも受け取れるとは限らない
- 不正・詐欺行為が行われる可能性がある
- 銀行・ベンチャーキャピタルなど金融専門家によるアドバイスはない

2 クラウドファンディング5つの類型

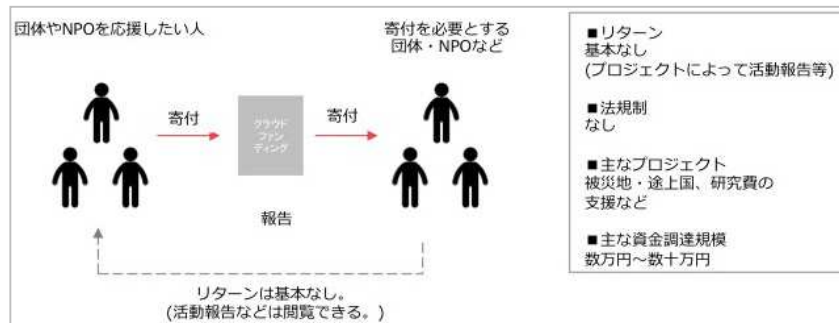
日本のクラウドファンディングのビジネスモデルを「資金提供者への金銭的リターンの形態」という切り口で分類すると、寄付型（リターンなし）、購入型（金銭以外の財物）、融資型（金銭）、ファンド投資型（金銭）、株式投資型（金銭）の5つに分けることができます。

クラウドファンディング5つの類型

寄付型	
購入型	
投資型	融資型
	ファンド投資型
	株式投資型

■ 寄付型クラウドファンディング

被災地や途上国支援など、社会意義の高いプロジェクトに対して寄付を行うことができるのが寄付型クラウドファンディングです。基本的にリターンはありませんが、プロジェクトによって、サイト内で活動報告などを閲覧することができます。

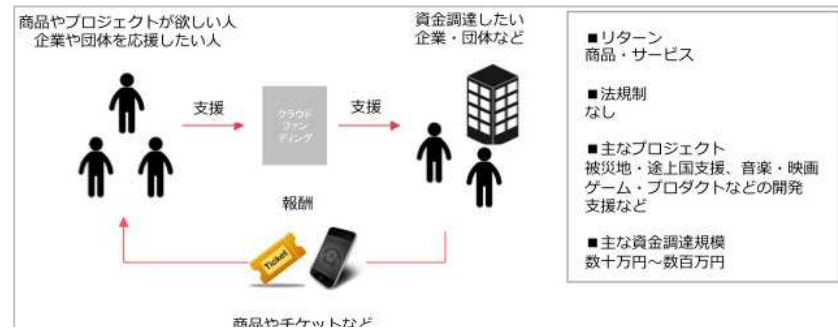


(出所:平成 25 年 6 月 26 日 金融審議会 事務局説明資料)

■ 購入型クラウドファンディング

最新の技術を用いたプロダクトや、ユニークな映画やイベントなど、バラエティに富んだプロジェクトに対して支援を行うことができるのが購入型クラウドファンディングです。

リターンとして、支援金額に応じた商品やサービスのチケット等が手に入ります。リターン目当てで支援するユーザーが多く、商品やサービスの先行販売网站的な役割を担っています。



(出所:平成 25 年 6 月 26 日 金融審議会 事務局説明資料)

3 クラウドファンディングの活用方法

■ クラウドファンディングにおいて留意すべき法規制

(1) 寄付型の法規制

寄付型の場合は、以下の点に注意が必要です。

資金提供者側の問題として、提供した資金は寄付金として一定額までしか損金に算入されないという問題がある。

資金調達者側の問題として、資金調達者が法人の場合は提供を受けた資金について法人税の対象となり、資金調達者が個人の場合は提供を受けた資金について所得税又は贈与税(資金提供者が個人であるか又は法人であるかによります。)の対象となるという問題がある。(但し、日本では、寄付型クラウドファンディングで提供を受ける資金のような一時所得に関する所得税については年間50万円までは非課税であり、贈与税については年間110万円までは非課税です。)

(2) 購入型の法規制

購入型の場合は、以下の点に注意が必要です。

誰が売主となるのかにより、購入対象に関する責任の所在が異なることになるため、スキームの法的構造を吟味する必要があること。

売買であることから、売主には、瑕疵担保責任等の購入対象に関する責任が生じる。

瑕疵担保責任については、完全な免責を定めることは資金提供者が一般消費者であることから消費者契約法上難しいと考えられ、責任の内容については慎重な検討が必要となる。

特定商取引に関する法律に基づく表記等の、いわゆる特定商取引法による規制を受ける。

購入対象と対価のバランスが取れていない場合は、単なる贈与として、寄付型の法規制で述べた点と同様の税務上の問題が生じる可能性があること、さらに、寄付型と購入型のいずれも、お金の流れの仕組みによっては、資金決済に関する法律に基づく資金移動業の登録の要否を検討する必要があります。

■ 国内最大手のクラウドファンディングサービスを展開している READYFOR

現在、日本では統合型やジャンル特化型など、大小含め数多くのクラウドファンディングサービスが存在していますが、その中でも特に押さえておきたいサイトは日本で最初に設立され、最大規模を誇る READYFOR です。購入型のクラウドファンディングですが、社会問題においても積極的であり、災害支援プロジェクトでも高い実績を上げています。

URL : <https://readyfor.jp/> 日本初のクラウドファンディング。2011年3月開始。

タイプ : 購入型 資金配分方式 : All or Nothing 型

ジャンル : 【クリエイティブ】音楽、映画、アート、テクノロジーなど

【社会性】貧困問題、教育問題、環境問題、医療問題、災害支援など

支援時の決済 : クレジットカード (VISA/MasterCard/JCB)

プロジェクト手数料 : 成功報酬型。17% (カード手数料含める)

4 日本における成功事例

■ 3Dプリンター開発の資金調達で成功

2014年1月15日、クラウドファンディング型ECサイト「kibidango(きびだんご)」にて、3Dプリンターの開発を手掛ける「ボンサイラボ(株)」が立ち上げた3Dプリンター「BS01 BONSAI Mini」の製造・販売プロジェクトで約1,050万円(達成率525%)を集めることに成功しました。

また、関連する消耗品のEC売り上げ約140万円を加算すると、このプロジェクトで集まった金額の合計は1,190万円強となりました。

日本製3Dプリンターを日本中の教育現場に届けたい！リーズナブルで超小型の3Dプリンター『BS01 BONSAI Mini』を開発！

by BONSAILAB ◆ プロダクト

プロジェクト | 活動報告 10 | サポーター 107

これまでに集まった金額

¥10,503,400

サポーター **107人**

525%

目標は ¥2,000,000 に設定されています。
プロジェクトは 2013/12/08 に達成し、2013/12/27 に募集を終了しました。

フォローする 97

フォローするとどうなるの？

プロフィール

BONSAILAB

(出所：kibidango HP、日本経済新聞)

実施されたクラウドファンディングは、Web ページを見た同製品の支援者から集まった資金が目標金額に達すると成功となり、支援者に同製品が届く仕組みで、2013年12月6日から12月27日まで開催されました。

資金提供者とともに、新しい製品を世の中に送り出すことができた事例です。フェイスブックのコミュニティを作成し、SNS を利用してのマーケティングは、その後のトラブル対応にも大きな効果を発揮できました。アイデアが盗用されるかもしれないというリスクを取りつつ、オープン化戦略で見事に成功した事例です。



「後見」制度の概要と実例

「後見」制度の概要とそれを利用した実例について教えてください。



①後見制度の概要

精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が欠けていることが通常の状態にある個人を保護・支援するための制度です。

この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した成年後見人が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人または成年後見人が本人のした不利益な法律行為を後から取り消すことができます。

ただし、「自己決定の尊重」の観点から日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については取消しの対象になりません。

対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の個人
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など
成年後見人等の同意が必要な行為	-
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為
成年後見人に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為

②後見制度を利用した事例

状況

本人の状況：アルツハイマー病

申立人：妻

成年後見人：妻

事例概要

本人は5年程前から物忘れがひどくなり、勤務先の直属の部下を見ても誰かわからなくなる等、次第に社会生活を送ることができなくなった。日常生活においても、家族の判別がつかなくなり、その症状は重くなる一方で回復の見込みはなく、2年前から入院をしていた。

そのような中、本人の弟が突然事故死し、本人が弟の財産を相続することになった。しかし弟には負債しか残されておらず、困った本人の妻が相続放棄のために、後見開始の審判を申し立てた。家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始され、夫の財産管理や監護をこれまで事実上担ってきた妻が成年後見人に選任され、妻は相続放棄の手続をした。

（注）最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より

経営データベース ②

ジャンル: その他経営関連 > サブジャンル: 成年後見人



「保佐」制度の概要と実例

「保佐」制度の概要とそれを利用した実例について教えてください。



①保佐制度の概要

精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が著しく不十分な方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、お金を借りたり、保証人となったり、不動産を売買するなど法律で定められた一定の行為について、家庭裁判所が選任した保佐人の同意を得ることが必要になります。保佐人の同意を得ないでした行為については、本人または保佐人が後から取り消すことができます。

対象	判断能力が著しく不十分な個人
申立をすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など
成年後見人等の同意が必要な行為	民法13条1項所定の行為（注1）（注2）（注3）
取消しが可能な行為	同上
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」

（注1）借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの一定の行為

（注2）家庭裁判所の審判により上記行為以外についても、同意権・取消権の範囲拡大が可能

（注3）日常生活に関する行為は除かれます。

②保佐制度を利用した事例

状況

本人の状況：中程度の認知症

申立人：長男

成年後見人：長男

事例概要

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていた。以前から物忘れが見られたが、最近症状が進み、買物の際に「1万円札を出したか5千円札を出したか分からなくなる」等の事象が多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになった。

隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため土地、建物を売りたいと考え保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをした。家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任された。長男は家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めた。

（注）最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より